

今月の納税

●国民健康保険税 第8期

【納期限：2月29日(金)】

※口座振替納付の方は、残高の確認をお願いします。

土・日・祝日でも、役場と町民サービスセンター（サビア横芝店内）で納めることができます。

◆問い合わせ

税務課 課税班
☎ 0475-31212

「民税減額申請書」を提出することにより、納付済みの平成19年度町民税を税源移譲前の税率で再計算したうえで、差額が還付されます。なお、対象となる方には一定の要件がありますので、詳しくは税務課へお問い合わせください。（平成18年に所得税が課税されなかった方は、対象となりません。）

譲渡所得のある方

平成19年中に土地や建物等の不動産又はゴルフ会員権や株式等の資産を売却した方は、譲渡所得等について所得税の確定申告が必要です。

※譲渡所得の申告相談は、東金税務署でお願いします。

消費税及び地方消費税の確定申告が必要な方

消費税の課税事業者に該当する個人事業者の方は、3月31日(月)が平成19年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」の提出と納付の期限となっています。

◇平成19年分に「課税事業者」となるのは、次の方々です。

- ・平成17年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ・平成17年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成18年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

◇消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額に関する付表（明細書）を添付する必要があります。

◇2月18日(月)から3月17日(月)まで、町の申告相談会場でも消費税確定申告（簡易課税申告のみ）の受付を行います。

◆問い合わせ

東金税務署
☎ 0475(52)31211

介護認定者の障害者控除

障害者手帳を持っていない65歳以上の介護認定者が、寝たきりの状態または認知症のため日常生活に支障がある場合など一定の基準を満たしていれば、平成19年分の所得税の申告から障害者控除または特別障害者控除の適用が受けられます。

◎確定申告までの申請手続き

① 認定申請書を福祉課へ提出（申請書は福祉課

で配布、認印が必要）

② 基準に該当する方には、福祉課から認定書（障害者または特別障害者）を交付

③ 交付された認定書を確定申告時に添付し控除を受ける

※認定基準日は毎年12月31日です。対象となる方には、福祉課から個別に通知しましたのでご確認ください。

◎申請が必要ない方

○すでに身体障害者手帳等をお持ちで、障害者控除等を受けている方

○本人または扶養義務者が非課税で、障害者控除等の申告をする必要がない方

◆問い合わせ

福祉課介護班
☎ 021114

軽自動車の廃車・変更届を忘れずに！

軽自動車税は、毎年4月1日現在の登録車両の所有者（または使用者）に課税されます。登録車両の廃車や譲渡をしたときは、早めに廃車または名義変更の手続きをしてください。また、引越し等で住所が変わったときも、車両の定置場所の変更手続

が必要となります。

◆手続・問い合わせ

◎原動機付自転車、小型特殊自動車 税務課 課税班 ☎ 84-1212

◎二輪の小型自動車・二輪の軽自動車 関東運輸局千葉運輸支局

☎ 050-5540-2022

◎軽自動車（乗用・貨物） 軽自動車検査協会千葉事務所

☎ 043-245-0163